

## 【ポスター発表】

## 盲ろう者の宿泊型生活訓練における生活支援業務内容と時間

○ 国立障害者リハビリテーションセンター 北村弥生 (会員番号 3839)

前田晃秀 (東京都盲ろう者支援センター・会員番号 8386)

キーワード：見守り、コミュニケーション、環境整備

## 1. 研究目的

本稿では、平成22年度と23年度に、厚生労働省が国立障害者リハビリテーションセンター（以下、国リハ）と全国盲ろう者協会等とともに実施した宿泊型盲ろう者生活訓練モデル事業（以下、モデル事業）における訓練時間外（以下、生活時間帯）の支援に関する経験について、生活時間帯における支援業務の内訳と課題を明らかにすることを目的とする。盲ろう者に対する生活訓練と就労移行支援は視覚障害者センターが担うことが多いが、大規模入所施設においては、生活時間帯において盲ろう利用者がほかの利用者から孤立することはすでに指摘されている。そこで、モデル事業では、国リハ自立支援局において訓練を行い、全国盲ろう者協会に通訳・介助者と生活支援職員の確保と調整等を委託した。

## 2. 研究の視点および方法

### （1）モデル事業の概要

モデル事業の宿泊施設は一般住宅形式で、一時期に最大4名の盲ろう利用者が宿泊した。1年間の利用者は8名で、利用期間は平均167.4日（幅86～333日）であった。利用者の年齢は19歳から58歳、障害の状況は全盲難聴、弱視ろう、全盲ろうで、コミュニケーション方法は音声、接近手話、触手話、指点字、補助的に筆談・手のひら書き・指文字と多様であった。日中は、自立支援法の一般事業における機能訓練に準じた訓練を受けた。生活時間帯には、生活支援職1名は、宿泊施設に、平日は16時半から5時間ないし5時間半、休日は二交代で8時半から22時まで配置した。生活支援職員は、通訳・介助者派遣事業の登録通訳・介助者として15年以上の盲ろう者の支援経験と2種類以上の通訳可能なコミュニケーション技能を有したが、宿泊施設および訓練施設での勤務経験はなかった。

他に、平日だけでなく休日も含めて8時半から21時まで通訳・介助員を3交替で盲ろう者に一対一に配置した。夜間は宿直者1名を宿泊施設に配置し、安全管理と朝食の誘導を依頼した（18時半～翌朝8時30分）。

### （2）方法

生活支援職員業務日誌に記入された生活支援項目別時間を利用者別、月別に集計した。業務日誌の記入項目は、勤務日、勤務時間、勤務者氏名、生活支援状況13項目、利用者別と全体の特記事項・引継ぎ事項、その他の記入欄とした。生活支援状況13項目の出所は、国リハのケースワーカーの一般的な業務（①入所者間の調整、②相談、③余暇支援、④ケ

ースカンファレンス、⑤健康・安全支援)、知的障害者のグループホームにおける生活支援業務に関する実態調査で上位に挙げられた業務(⑥見守り・声かけ、⑦家事的援助、⑧運営実務、⑨管理等、⑩記録・引き継ぎ、⑪会議・打ち合わせ、⑫その他)さらに盲ろうの特殊性により必要性が予測された項目(⑬コミュニケーション)であった。このうち①から⑦と⑬は個別支援であり、⑧から⑫は全体支援であった。また、「特記事項・引継ぎ事項」欄には、各利用者と全体について自由記述が記入された。

### 3. 倫理的配慮

本研究は、モデル事業実施機関であり、第一著者の所属機関である国リハ研究倫理審査委員会の承諾を得て実施した。第一著者はモデル事業生活作業部会委員、第二著者は同部会長およびコーディネーターとして事業に参加し、モデル事業の改善に資するために、生活作業部会、実施委員会、運営員会で研究の進捗を報告した。

### 4. 研究結果

次の2点が明らかになった。

1) 平日訓練後の全体業務の平均時間は多い順に、「運営実務」89.3分、「記録・引継」59.5分、「会議・打ち合わせ」15.2分であった。「運営実務」は、モデル事業開始時に予測された「レクリエーション支援計画書と実践報告書の作成」「郵便等外部の連絡の取り次ぎ」「消耗品・物品・設備管理」「欠食届けの伝達」「余暇活動準備補助」の他に、「通訳・介助員配置予定の利用者への伝達」「掃除当番表、入浴順番表の作成」「印刷物のフォーマット変換」「利用者ミーティングの進行」など多岐に渡った。

2) 個別支援の平均時間は多い順に、「家事的援助」36.4分(ただし、宿泊施設で食事をしなかった期間には17.9分)、「見守り・声かけ」23.0分、「コミュニケーション」19.4分、で、いずれも利用者間の差と入所からの日数による差があった。「見守り」により、「設備・備品の使用方法」「家事の実施方法」「共同生活の規則」「人間関係」に関して「声かけ」が実施された。「コミュニケーション」は、特記事項欄への記入から判断すると、単なる利用者との会話ではなく、「相談」「利用者間の調整」「余暇活動準備補助」「青年期利用者への教育的関与」が含まれた。

### 5. 考察

上記の結果から3点が示唆された。1) 生活訓練を受ける盲ろう者の生活支援の特殊性は、生活支援職員が「見守り」により利用者の困難を予想し、「コミュニケーション」により状況を補足説明したり対処方法の選択肢を提示することであった。2) 青年期盲ろう者の生活基礎技能に不足があることは手厚い人員配置のために抽出されたが、技能を定着させるには、生活支援職員による教示だけではなく訓練目標として個人支援計画に位置づけ日中訓練と連携することが有効と考えられた。3) 「運営実務」と「家事的援助」の多くは、独立の新規施設を利用したことに伴う措置であり、施設・設備・規則を盲ろう者に使いやすく設計することで、生活支援業務は簡素化できると考えられた。